

岡山県乳がん精密検診機関基準及び届出要領 新基準

1 目的

本要領は、市町村が住民を対象に実施する乳がん検診の結果、「要精検」となった者に対し、精密検診機関として受診を勧奨できる医療機関の基準及び届出の手続を定めることを目的とする。

2 乳がん精密検診機関基準

乳がん精密検診機関は、次の各号の条件を原則として全て満たしていること。

(1) マンモグラフィの読影

日本乳がん検診精度管理中央機構（以下「精中機構」という。）が開催する読影講習会を修了し、A又はB判定の認定を受けた医師が行う体制があること。

(2) 超音波検査の実施・判定

精中機構が開催する乳房超音波医師講習会を修了し、A又はB判定の認定を受けた医師が行う体制があること。

(3) 日本乳癌学会の乳腺認定医又は乳腺専門医の資格を有する医師が常勤で勤務していること。ただし、乳腺認定医のみ常勤の場合は、乳腺専門医資格を有する医師の定期的な診療及び指導体制を有していること。

(4) 日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、線量（3 mGy 以下）及び画質基準を満たした乳房X線撮影装置を保有すること。

(5) 精中機構が開催する乳房X線撮影に関する撮影技術講習会を修了し、A又はB判定の認定を受けた診療放射線技師又は医師が常勤で勤務していること。又は精中機構施設・画像評価委員会の評価基準に合格した施設であること。

(6) 乳腺精密検査用超音波診断装置及び乳腺精密検査用超音波探触子を保有すること。

(7) 病理、細胞診断に関して、細胞診、生検の病理診断医（日本病理学会認定医）が勤務しているか、又は契約ができており診断可能な機関であること。臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞検査師であることが望ましい。

(注1) 日本乳がん検診精度管理中央機構とは、日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会、日本超音波医学会、日本乳腺甲状腺超音波医学会、及び日本超音波検査学会により構成される特定非営利活動法人である。

(注2) 以下の要件をすべて満たしている場合は、特例として承認する場合がある。

①精密検診機関として過去の実績があること。

②第2条（3）において、非常勤医師の場合

(a) 診療業務の遂行にあたり、非常勤医師が第三者に及ぼした事故等について、責任の所在を明らかにしておくこと。

(b) 事務局からの求めに応じて、勤務実態を証明すること。

(注3) 精密検診実施機関の認定には少なくとも6カ月以上の乳がん検診の実績があること。

3 届出

乳がん精密検診機関の届出をしようとする医療機関は、別記様式1に必要事項を記入の上、岡山県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会（以下「乳がん部会」という。）に提出するものとする。

乳がん部会は届出内容を審査し、適格性のある乳がん精密検診機関として認められれば別記様式2により受理を通知する。

4 届出の有効期間

届出の有効期間は2年以内とする。ただし、最初の届出の有効期間は、届出のあった年度の

翌年度末とする。また、更新の場合は、有効期間満了日の30日前までに乳がん部会に届出を提出すること。

5 届出後の変更

届出機関は、届出事項に変更のあった場合には、変更の内容、年月日、理由等を明記した変更届（別記様式3）を速やかに乳がん部会に提出すること。

6 辞 退

届出機関は、届出を辞退する場合には、辞退の理由を明記した辞退届（別記様式5）を乳がん部会に提出すること。

7 届出の取消し

乳がん部会は、届出機関が次の各号に該当する場合は届出取消の審査をし、精密検診機関として不適当と認められれば取り消すことができる。（別記様式4）

- (1) 届出を辞退したとき。
- (2) 2に定める基準に該当しなくなったとき。
- (3) 岡山県がん登録室へ精密検診結果の報告及びがん登録の届出が3年間全くないとき。
- (4) その他届出施設として不適当と認められたとき。

8 市町村への周知

届出が受理された医療機関は、適格性のある乳がん精密検診機関として、乳がん部会から市町村へ通知する。また、取消しのあった場合にも同様にその旨市町村へ通知する。

9 岡山県の乳がん検診への今後の取り組み

日本乳癌学会及び日本乳癌検診学会において、乳がん精密検査機関のレベルアップを図る目的で、精密検査機関基準の改正と精密検査依頼書（精密検査結果報告書）の記載様式に関するガイドラインが示された。それを受けて、岡山県では令和4（2022）年度から、精密検査機関の基準を改正した。また、令和5年度（2023）年度から、「乳がん精密検査依頼書（乳がん精密検査結果報告書）」様式をガイドラインに沿うものに改正し、実施を開始した。本様式の改正により、PPV3（陽性反応適中度3）が算出でき、各精密検査機関の乳房画像診断の質が評価できるようになる。

10 施 行

平成16年4月1日から施行する。

附 則

| | | |
|-------|--------|------|
| 平成13年 | 3月26日 | 設置 |
| 平成15年 | 11月11日 | 一部改正 |
| 平成16年 | 4月1日 | 施行 |
| 平成20年 | 4月1日 | 一部改正 |
| 平成26年 | 3月13日 | 一部改正 |
| 平成27年 | 2月26日 | 一部改正 |
| 平成28年 | 8月19日 | 一部改正 |
| 令和4年 | 4月1日 | 一部改正 |
| 令和5年 | 11月7日 | 一部改正 |

岡山県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会

【事務取扱機関】 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県保健医療部疾病感染症対策課（電話086-226-7321）